

令和7年6月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ＡＣアダプター（ノートパソコン用）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
（うち除湿機 1 件、ＡＣアダプター（ノートパソコン用） 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 16 件
（うちイヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵）
1 件、ポータブルＤＶＤプレーヤー 1 件、リチウム電池内蔵充電器 5 件、
発電機（携帯型） 1 件、照明器具 1 件、電気温風機（衣類乾燥用） 1 件、
オーブントースター 1 件、電子レンジ 2 件、携帯電話機（スマートフォン） 1 件、
電気ストーブ（パネルヒーター） 1 件、ライター（使い切り型） 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：
A202400272 を除く。）。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）について

（管理番号：A202500213）

①事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日及び2024年（令和6年）2月21日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202500213）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、型番（部品番号）、製造期間、対象台数

製品名	型番（部品番号）	製造期間	対象台数
パソコン用 AC アダプター	G71C0009S114	2008 年 4 月 ～ 2012 年 12 月	19,343
	G71C0009S214		33,052
	G71C0009S414		14,501
	G71C0009S112		130,508
	G71C0009S212		181,621
	G71C0009S412		3,899
	G71C0009S110		336,579
	G71C0009S210		600,348
	G71C0009S410		27,265
	G71C0009T110		175,681
	G71C0009T112		160,276
	G71C0009T114		31,849
	G71C0009T116		60,402
	G71C0009T210		292,357
	G71C000DX110		10,698
	G71C000DX410		98,105
	G71C000F7110		71,754
	G71C000BY110		10,384
	G71C000DH110		42,277
	G71C000DH410		159,402
	G71C000DM110		65,711
	G71C000DM410		294,587

	G71C000AE110		76,231
	G71C000AE210		164,928
	G71C000AE410		1,873
	G71C000AE112		26,666
	G71C000AE212		535,844
	G71C000AE412		5,225
	G71C000DP110		271,892
	G71C000DP410		71,287
	G71C000AR110		18,967
	G71C000AR210		375,910
	G71C000AR310		95,857
	G71C000AR410		41,170
	G71C0009T212		116,108
	PA1750-04		359,941
合計			4,982,498

2018 年（平成 30 年）6 月 22 日からリコール（無償交換）を実施
回収率：20.0%（2025 年 5 月 31 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

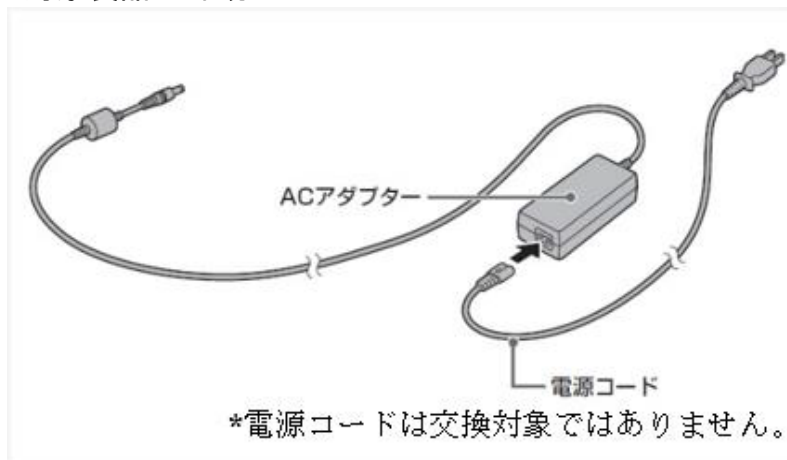
対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」又は「AC アダプター（ノートパソコン用）」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	2	火災	2017年度	4	火災
2024年度	10	火災	2016年度	4	火災
2023年度	6	火災	2015年度	1	火災
2022年度	0	—	2014年度	0	—
2021年度	2	火災	2013年度	0	—
2020年度	3	火災	2012年度	0	—
2019年度	8	火災	2011年度	0	—
2018年度	8	火災	2010年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500213）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

(1) 対象製品の外観



(2) 対象製品の確認方法



対象のACアダプター型番（部品番号）とシリアル番号は、以下のURLから確認できます。

<https://acadaptercheck.dynabook.com/AdapterUpdate/ManualCheck?region=TJPN&lang=ja&country=JP>

交換用に提供するACアダプターは、交換前のものと比べて、プラグ形状が異なり、L字型となっています。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償交換を受けていない方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://acadaptercheck.dynabook.com/AdapterUpdate/InformationJapan?region=TJPN&country=JP&lang=ja>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400272	令和6年6月19日	令和6年6月25日	除湿機	TD-C56E	株式会社トヨトミ （輸入事業者）	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、圧縮機の端子部付近で内部配線が異常発熱したことで焼損したものと推定されるが、内部配線が異常発熱した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	令和6年6月28日に ガス機器・石油機器 以外の製品に関する 事故であって、製品 起因か否かが特定 できていない事故 として公表していた もの
A202500213	令和7年6月3日	令和7年6月11日	ACアダプター（ノートパソコン用）	PA1750-04	株式会社東芝（現 D ynabook株式会社） （輸入事業者）	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中	東京都	平成30年6月22日 からリコールを実施 （特記事項を参照） 回収率：20.0%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500200	令和7年6月3日	令和7年6月9日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムイオンバッテリー内蔵)	火災	当該製品と周辺を熔融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202500201	令和7年5月22日	令和7年6月9日	ポータブルDVDプレーヤー	火災	当該製品を充電後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和7年6月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500202	令和6年7月7日	令和7年6月9日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和7年2月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月10日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202500203	令和7年6月4日	令和7年6月9日	発電機(携帯型)	火災	作業場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202500204	令和6年8月7日	令和7年6月9日	照明器具	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月29日
A202500205	令和7年2月16日	令和7年6月10日	電気温風機(衣類乾燥用)	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年2月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500206	令和7年1月13日	令和7年6月10日	オーブントースター	火災	発煙に気付き確認すると、庫内の食品を焼損し、当該製品を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和7年1月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月5日
A202500207	令和7年6月1日	令和7年6月10日	電子レンジ	火災	当該製品の電源プラグ及びコンセントを溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500208	令和7年5月30日	令和7年6月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202500209	令和7年5月2日	令和7年6月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年5月27日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202500210	令和7年5月14日	令和7年6月11日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和7年6月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500211	令和7年5月2日	令和7年6月11日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月2日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

A202500212	令和7年4月13日	令和7年6月11日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該製品に他社製の充電器及びUSBケーブルを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和7年4月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月3日
A202500214	令和7年3月16日	令和7年6月11日	電気ストーブ(パネルヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年3月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202500215	令和6年6月 ※不明	令和7年6月11日	ライター(使い切り型)	火災	作業場で当該製品を使用後、棚に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年6月6日
A202500216	令和7年6月2日	令和7年6月11日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	製造から40年以上経過した製品 令和7年6月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

除湿機（管理番号：A202400272）

